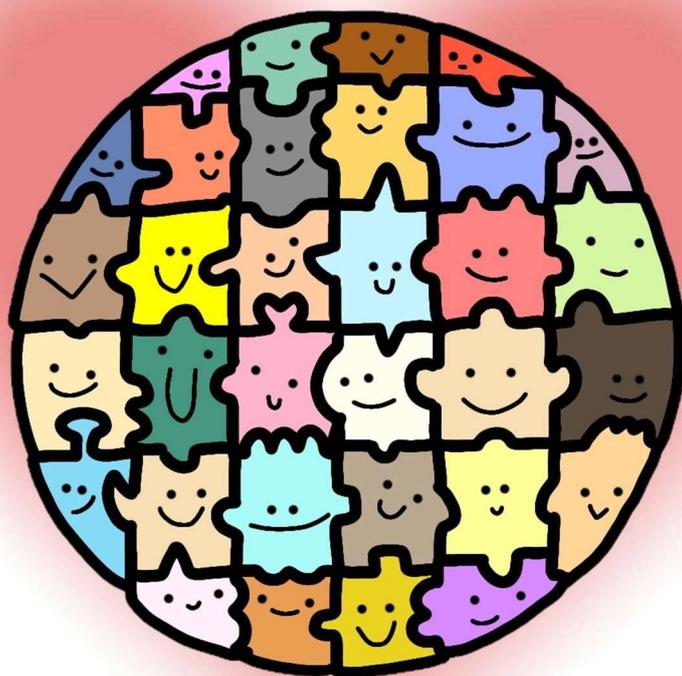


みんなの力で安全で安心して暮らせる多様性のあるまちへ

唐津市人権教育・啓発基本方針

(第2次改訂)



令和8年（2026年）3月

唐 津 市

目 次

第1章 基本的な考え方

1 「唐津市人権教育・啓発基本方針(第1次改訂)」の見直しの趣旨等	1
2 基本方針の位置づけ	1
3 人権尊重のための基本姿勢	1

第2章 人権施策の推進方向

1 人権の視点に立った行政の推進	3
2 あらゆる場における人権教育・啓発の推進	3
(1) 就学前	3
(2) 学 校	5
(3) 家 庭	6
(4) 地 域	7
(5) 企 業	7
3 特定の職業に従事する人に対する人権教育・啓発の推進	9
(1) 市職員等	9
(2) 教職員	9
(3) 社会教育関係者	10
(4) 医療・保健関係者	10
(5) 福祉関係者	10
(6) マスメディア関係者	11
4 人権教育・啓発の効果的推進	12
(1) 人材育成と資質向上	12
(2) 学習内容の充実	12
5 相談・支援の推進	14

第3章 課題別施策の推進

1 部落差別(同和問題)	15
2 女 性	19
3 こども	23
4 高齢者	26
5 障がいのある人	28

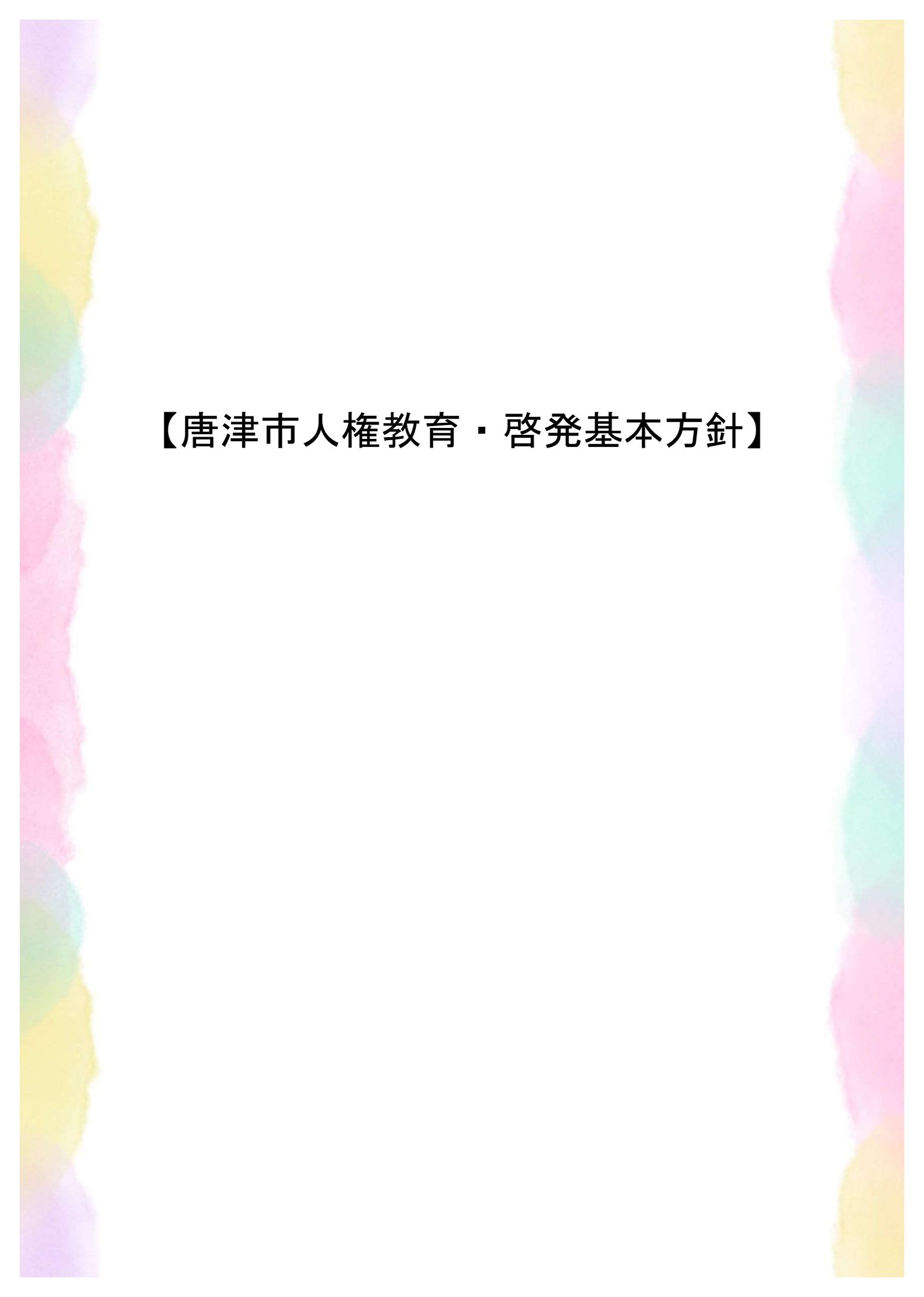
6	外国人	32
7	患者等	33
8	犯罪被害者等	36
9	性的指向・ジェンダーアイデンティティ（性自認）	37
10	インターネットによる人権侵害	39
11	その他人権に関わる様々な課題	41

第4章 推進体制等

1	市の推進体制	43
2	関係機関・団体等との連携	43
3	市民・企業・CSO等との連携	43
4	基本方針の見直し	44

資料

	唐津市人権が尊重される社会づくり推進条例	45
	主な関係法令一覧	47



【唐津市人権教育・啓発基本方針】

第1章 基本的な考え方

1 「唐津市人権教育・啓発基本方針(第1次改訂)」の見直しの趣旨等

唐津市（以下「本市」という。）では、平成12年（2000年）3月に「人権教育のための国連10年唐津市行動計画」を策定し、本市が進める人権教育・啓発について、その現状と課題および具体的施策の方向を明らかにして、推進してきました。

その後、上記計画に新たな分野の施策を含めた、「唐津市人権教育・啓発基本方針」を平成21年（2009年）に策定し、基本方針策定から10年を経て、平成31年（2019年）にインターネットの急速な普及などの社会情勢の変化に合わせてヘイトスピーチ、こどもの貧困等新たな課題を含め、「唐津市人権教育・啓発基本方針（第1次改訂）」に改訂しました。

さらに、今般の情報化等の進展に伴い部落差別（同和問題）をはじめとする不当な差別など人権に関する問題は多様化、複雑化し、特にインターネットによる不当な差別やいじめ、プライバシーの侵害、誹謗中傷等が増加し、大きな課題となっており、それらの問題に迅速に対応するため、基本方針の改訂を行うこととしました。

2 基本方針の位置づけ

本市では、様々な人権に関する問題の解消を目指し、人権が尊重される社会づくりの推進を目的として、令和6年（2024年）3月に「唐津市人権が尊重される社会づくり推進条例」を制定・施行しました。

条例第2条で、市は、条例の目的を達成するため、国、県、関係機関等と連携協力し、行政のあらゆる分野において、教育及び啓発をはじめとした人権が尊重される社会づくりを進めるための施策を実施するものとしており、第5条で市長は、人権施策を実施するための基本方針を定めるものとしています。

この基本方針は、条例の規定に基づき、本市の具体的な人権施策を進めるに当たっての方向性を示したものです。

3 人権尊重のための基本姿勢

人権が尊重されることで平和が守られ、平和であれば人権が守られます。人権尊重は平和の基礎であるといえます。平和で人権が尊重される社会づくりを進めていくためには、本市だけではなく、事業者、市民一人一人が地域社会を構成する主体として、人権尊重の視点を意識して行動することが必要です。

このため、人権尊重のための基本姿勢として、本市が取り組むべきこと、市民の皆様、事業者の皆様に取り組んでいただきたいことを以下のとおり示します。

本市が取り組むべきこと

- ・ 人権施策を市政の重要な施策と位置づけ、国や県、その他人権に関わる機関等と連携・協力して人権啓発等の施策を推進する。
- ・ 関係部局は、この基本方針に基づき、人権施策に関係する諸施策を積極的に推進する。
- ・ 市職員は、職務や研修を通して、様々な人権課題に対する理解を深め、人権尊重の視点に立って職務を遂行する。

市民の皆様に取り組んでいただきたいこと

- ・ 一人一人に多様な個性があることを知り、それを認め合う。
- ・ 「差別をしない」、「差別を許さない」という気持ちを行動に表す。
- ・ 人権課題を自分事として考え、行動する。
- ・ 自らの権利を守る力を学び、持ち続ける。

事業者の皆様に取り組んでいただきたいこと

- ・ 本市が実施している企業人権研修講師派遣事業等を活用して、職場研修を実施し、従業員の人権課題への理解促進や職場全体で人権尊重の意識を向上させる。
- ・ 従業員をはじめ、関係する方々全ての人権に配慮した事業活動を行う。
- ・ 出身地や国籍、性別等を問わず、個人の能力と適性に基づいた公正な採用と公平な処遇を行う。

第2章 人権施策の推進方向

1 人権の視点に立った行政の推進

本市が行う業務は、福祉、健康、安全・安心、環境等様々な分野で市民の人権に関わっています。このため、人権尊重の視点に立った行政の積極的な推進に取り組み、職員一人一人が人権問題を自分自身の問題として捉え、常に職務や研修を通して人権意識の高揚に努めます。

2 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

人権が尊重され、差別や偏見のない社会の実現には、こどもから大人まで、あらゆる年齢層の市民やあらゆる場において人権教育・啓発を行うことがたいへん重要です。

乳幼児期から、命を大切にできる心や、他人の痛みが理解できる心、違いを認め合いお互いを大切にできる心など、人間形成の基礎となる豊かな情操や思いやりの気持ちを育むことは、その後の成長に応じた人権教育を行う上で、重要な役割を担っています。

このため、本市においては、家庭、地域社会、学校、職場などあらゆる場や機会を捉えて、従来の知識習得型の学習から、人権に関する知識が態度や技能、行動に結びつくような参加体験型学習へと人権教育・啓発の重点を移し、実施してきました。

その中で、地域社会において人権教育を推進していく指導者の育成や資質向上をさせながら、全ての人々の人権が尊重・擁護され、差別のない明るい社会を実現するために、様々な人権教育・啓発を行い、市民の人権意識の高揚に取り組みます。

(1) 就学前

乳幼児期は、心身の成長・発達が盛んで心豊かに伸びていく可能性に富んだ時期でもあり、命を大切にできる心や基本的な社会のルールに気付かせ、人の痛みが理解できる心や違いを認め合い大切にできる心を養うことが必要です。この時期は生涯にわたる人格形成の基礎を育む大切な時期でもあり、一人一人のこどもの人格や個性が尊重され、豊かな人間性を育てることは、その後の成長にとって極めて重要です。

しかし、最近の就学前の乳幼児は、こども同士で遊ぶときに必要とされる社会性、協調性、問題解決能力等様々な対応力が弱くなっていると指摘されています。

そして、こどもが育つ上で最も重要な良好な人間関係を保つ力が全般的に希薄

になっていることが危惧されています。

したがって、就学前教育における人権教育の推進は、家庭教育が全ての教育の出発点であり、親子のふれあいを通して、生命尊重などの人権の重要性を学んだり、乳幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大事にする心、善悪の判断、生活習慣やマナーを身に付けたりするなど、人間形成の基礎を育む上で重要な役割を担っています。その上で幼稚園、保育所等での集団生活や遊びなどを学習していく中で、自己の存在感や充実感、そして優しく豊かな心の芽生えを大切に育てていくことが必要です。

また、家庭環境もこどもの人権感覚に影響を与えるため、保護者へのアプローチも必要です。

それには家庭教育に関する保護者への学習機会や情報提供の充実、孤立を防ぐための相談・支援体制の整備を進めるとともに、就学前の乳幼児に関わる職員の資質の向上を含め、適切な指導ができるように支援します。

① 人権の心を育む幼・保育計画の編成

乳幼児は、遊びの中で周囲の環境や友だちと直接関わることを通して、好奇心や探究心を抱き、感情のコントロールや思いやり、協力することの大切さなどを体験的に学んでいきます。このような人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感が育まれ、人間関係を一層豊かにすることができ、何かをやり遂げようとする中で、責任や我慢についても学ぶことができます。

そこで、集団との関わりの中で、乳幼児の自己実現が進められ、一人一人の個性を生かした集団活動の機会が十分に確保できるよう、幼・保育計画の編成に努めます。

② 健康・生活習慣・社会性の育成

3歳から6歳の幼児期は、自我が芽生える時期と、他者を思いやることにより自己を抑制しようとする気持ちが生まれる時期とに分かれるといわれています。こうした発達の過程や生活環境などは、一人一人のこどもの特性に十分留意することが必要です。

さらに、幼児一人一人が幼児期にふさわしい生活を体験し、ものごとに進んで取り組む意欲と自信を付けさせるような教育を行うことが必要です。そして、創造的な思考や主体的な生活態度の基礎を養い、こどもの健康と基本的な生活習慣、言葉の発達などにおいて、こどもが社会性を十分に身に付けることができるように配慮した就学前教育を行わなければなりません。

③ 地域・家庭・小学校との連携

このような就学前教育を生涯学習の視点に立って効果的に行うためには、本来あるべき家庭の教育力はもとより、地域の教育力に負うところも大きく、家庭や地域、小学校等との密接な連携に努めます。

④ 就学前教育に携わる教職員等の資質向上

人間形成を育む初期の段階において、就学前教育の充実と時代に即した教育

をするためには、それに携わる教職員等が自ら人権問題に関し正しい理解と認識を深め、人権感覚を高めることが必要です。そのためには研修において小学校との連携を推進するとともに、研修内容と方法についても一層の充実に努めます。

(2) 学校

学校教育においては、これまでも「唐津市人権・同和教育基本方針」に基づいて、真に人間の尊さを知り、あらゆる差別を許さない民主社会の形成者となりうる児童・生徒の育成に努めてきました。

その結果、人権問題についての理解や人権意識の高揚及びいじめ問題にはある一定の成果を上げてきたところです。

しかし、学校現場においては、依然として賤称語を安易に使用した差別事象の発生、いじめや暴力行為、体罰、不登校の問題、性的マイノリティ（性的少数者）の児童・生徒への配慮不足等、こどもの人権に関わる課題が存在しています。

また、情報化の進展によって、SNS を介したいじめや、インターネット上での人権侵害、有害な情報の氾濫などは、こどもたちにとっても身近な問題であり、かつ、深刻な問題となっています。

これからの学校教育においては、これまでの同和教育の成果と教訓を生かし、国際的な人権教育の手法にも学びながら効果的な人権教育を模索し推進することが必要です。

① 全ての教育活動を通じた人権教育の推進

児童・生徒の発達段階を踏まえて、いきいきと自分の無限の可能性を伸ばし、よりよい社会人としての能力・態度・豊かな感性を身に付け、健康でたくましい心身をつくるとともに、こどもたち自らが「差別や偏見を見抜き、差別をなくしていこう」とする人権感覚を育てることが必要であり、そのためこれからの人権教育は、学校教育のあらゆる分野に人権教育を位置づけ、全ての教育活動を通して全職員によって取り組んでいかなければなりません。

② 同和教育の成果を考えた人権教育の展開

わが国における、これまでの人権教育は、主として同和教育が担ってきた部分が大きいと言われてしています。

これからは、同和教育でこれまで積み上げられてきた成果と課題を考慮し、高度情報化社会に即した人権教育や国際化社会に適した人権教育を展開することが必要です。そのためには、道德教育の推進をはじめ、本物に触れる体験活動やキャリア教育、障がいの有無等に関わらず、共に学び互いを尊重できるインクルーシブ教育、環境教育、国際理解教育、多文化教育などを幅広く取り入れ、参加体験型の学習方法など、新しい手法を用いることによって、「教えこみ」ではなく「学習者が自ら学びとる」教育へと、さらに変革を進めていかなければなりません。

そして、国連の人権教育が提起するように、「知識」「技術」「態度」がバランスよく身に付くようにカリキュラムの枠組みを構成し、人権文化の構築を目指します。

③ 教職員研修の充実

人権教育の推進にあたっては、教職員の果たす役割は大きく教職員一人一人が児童・生徒の実態を考えて、学校における教育課題を明確にして、その課題の解決にあたることが求められています。

そのために、自らの職責を自覚するとともに、豊かな人権感覚を養い教職員としての資質を向上させるために効果的な研修のあり方について検討します。

特に、管理職（校長、教頭）や児童生徒支援教員、人権・同和教育担当者、教務主任、研究主任等に対する研修を充実するとともに校内研修を推進します。

各学校における校内研修では、教育委員会や専門機関から専門指導員を派遣し、当面する人権教育の課題を解決するための指導・支援をします。さらに、人権・同和教育研究大会や人権・同和教育夏期講座を開催して、人権教育全般にわたる教職員の研修の機会の拡充を進めます。

④ 人権教育の推進体制の整備

これからの人権教育の推進にあたっては、組織的、系統的な取り組みが必要です。そこで個人研究からグループ研修、校内研修、市内の研究会・研修会（授業研究会や交流学习会、研究大会、現地研修など）へと、取り組みの輪を広げて実践の質を高めていくことが必要です。

そのため、人権教育を全教科・全領域に位置付けるなど、発達段階に応じた小・中学校の連携を揺るぎないものとし、学校・家庭・地域との連携をさらに進めていきます。

(3) 家庭

家庭は、社会生活の最も基本的な単位であるとともに、こどもの人格を形成する大事な役割と責任を担っています。また、こどもの人格形成を進めながら豊かな情操を育てるためには、家庭教育の役割が極めて重要です。しかしながら核家族化等による家庭環境の変化により、子育てや家庭のあり方等に不安を抱える家庭が増加するとともに、家庭内において、こどもや高齢者に対する暴力や虐待など様々な人権侵害の問題も生じています。

その問題を防止するためには、行政、地域社会等が相互に連携し、家庭の教育機能を向上させるための支援体制を確立していくことが必要です。

① 学習機会や情報提供の充実

家庭教育に関する保護者への学習機会や情報提供の充実に努めます。

② 相談・支援体制の整備

家庭教育に関する不安や悩みを抱える親などへの相談・支援体制の整備を図り推進します。

③ 虐待等に対する支援

こども、高齢者虐待等に対する相談・支援活動の充実に努めます。

(4) 地域

地域社会の中で、市民一人一人が、より充実した生活や豊かな人生を過ごすためには、地域社会の一員としての意識や住民同士の連帯感を持つことが重要です。そのためには、地域の活性化と地域の教育力を向上させながら、人権の尊重を基本としたまちづくりを推進することが必要です。

これまで、公民館、人権ふれあいセンター、同和教育集会所などにおける各種研修会や学習の機会、交流会やイベントを通して、人権の尊重を基本とした人権教育を実施してきました。

今後、これらの取り組みの中で積み上げてきた成果を考え、市民の自主的な活動を支援・促進しながら、地域と行政が一体となって人権教育・啓発を推進することが必要です。

① 学習の機会の提供

それぞれの人権問題を重要な学習課題として捉え、公民館等で開催される学習会・研修会などにおいて、市民一人一人が人権について学習できる機会の提供に努めます。

② 学習の環境整備

社会教育関係団体とも連携し、人権に関する学習活動を推進するために必要な情報や視聴覚教材を含めた教材等の提供に努めます。

③ 学校及び家庭との連携

基本的人権の尊重を基本として家庭教育の充実が進められるよう、学校・家庭との連携を推進し、学習機会の提供や学習活動の支援に努めます。

④ 地域の推進組織の育成

地域の特性を活かしながら、地域ぐるみで市民の人権意識の高揚を目指すため、各種行事や地域で活動している組織やボランティア団体等の活用を勧め、互いが連携・協力して活動できるよう推進します。

(5) 企業

企業は、その活動を通して地域や市民と深い関わりがあり、市民生活に大きな影響力を持っています。また、企業も社会を構成する一員であるとの考え方からすると、企業に対する社会的責任や社会貢献が求められています。

また、男女共同参画社会の実現、少子化及び超高齢化社会への対応など、人権尊重の確立を目指して企業が果たす役割はますます重要になっています。

しかしながら、採用選考時の身元調査など統一応募用紙の趣旨違反をはじめ、女性、障がいのある人、高齢者、外国人など特に就職が困難とされる人々の雇用の場の確保、男女間の任用及び賃金格差の問題、職場におけるセクシュアル・ハ

ラスメントやパワー・ハラスメント、マタニティー・ハラスメント等、企業における人権に関する認識は十分とはいえない面があり、なお一層の人権教育・啓発の取り組みが必要です。

① 就職の機会均等の確立

女性、障がいのある人、高齢者、外国人など、全ての人々の就職の機会均等を保障し、全ての人々の人権が尊重された働きやすい職場を実現するためには、「労働基準法」や「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高年齢者雇用安定法）、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）等の法制度を周知、徹底するとともに、公正な採用選考システムが確立されるように国や県の関係機関と連携して指導・助言に努めていきます。

② 企業内での人権教育の推進

公共職業安定所との連携のもとに、企業のトップクラスに対する研修の充実を進めるとともに、経営者等に対しては企業内において積極的に啓発、研修に取り組むよう適切な指導・助言に努めます。また、講師の紹介や研修教材の提供など、社内研修の支援に努めます。

3 特定の職業に従事する人に対する人権教育・啓発の推進

一人一人の人権が尊重される社会を実現するためには、あらゆる人々を対象に人権教育・啓発を進めることが必要です。とりわけ、市職員等、教職員、社会教育関係者、医療・保健関係者、福祉関係者、マスメディア関係者など人権の擁護に深い関わりを持つ職業に従事する人たちを対象とした、人権教育・啓発の推進に努めることが大切です。

(1)市職員等

公務員は、全体の奉仕者としての自覚を持ち、憲法の基本理念の一つである基本的人権の尊重を行政施策を通して具体化する責務を有しています。

また、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（人権教育・啓発推進法）第5条には、地方公共団体の責務として「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の状況を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と明記されています。

全ての市職員等が、部落差別（同和問題）をはじめとするあらゆる人権問題に対する正しい理解と認識を深めるとともに、具体的な職務遂行の中でそれを活かしていけるように、本市においては、部落差別（同和問題）及び女性、こども、高齢者、障がいのある人、性的マイノリティ（性的少数者）などの人権問題に関する研修を全職員向けに実施しています。

今後も、職員等一人一人が、人権問題を正しく認識した上で、それぞれの職務に応じたきめの細かい人権感覚を身に付け、職務に活かせるよう、また日常業務や生活を通じて市民への啓発ができるよう、研修をなお一層充実します。

(2)教職員

次代を担う子どもたちの、人権尊重の心と態度を育成し、学校教育における人権教育を推進するには、まず、教育活動に携わる全ての者が人権教育の現状や課題を十分に理解し研修を深めながら、豊かな人権感覚を身に付け自らの資質の向上に努めていくことが必要です。

そのためには、人権教育に関する自己啓発や指導力を高める教職員研修を積極的に推進し、その内容・方法等についても工夫と改善に取り組みながら一層の充実に努めます。

また、校長を中心として全教職員が一体となり、教育課題を明確にし、共通理解を深めるとともに、全教科、全領域において人権教育推進体制の充実に努めます。

(3)社会教育関係者

社会教育関係者は、地域を基盤に活動を重ねており、人権が尊重される明るい地域社会をつくるために果たす役割は大きいものがあります。特に、公民館、図書館、スポーツ施設などに勤務する職員は、日常の生活においても地域住民と密接な関係にあり、これら住民への人権意識を確立させていくためには、積極的な人権意識の高揚と、指導力の向上が求められています。

そのため、自主的に人権問題に関する研修を行うとともに、指導者として、なお一層の参加体験型学習の工夫・改善に取り組むことが必要です。

社会教育関係者がそれぞれの職務に応じた確かな人権感覚を身に付け、人権に関わる問題が解決するよう、さらなる人権教育の研修の充実と啓発の推進に努めます。

(4)医療・保健関係者

医療は、いのちや健康に関わる極めて重要なニーズであり、患者の立場を尊重し、医療や保健事業の担い手と受ける者との信頼関係に基づき、適切に提供されることが基本であることから、医療・保健関係者は、人々の健康と命を守るために、様々な疾病の予防や治療に努めるとともに、健康診断や訪問等によって個々の状況に応じた相談業務を担う必要があります。

特に、経済力、居住地、障がい、性別、性的指向*、ジェンダーアイデンティティ（性自認）*、年齢、国籍等によって医療へのアクセスが阻害されることがなく、いつでも、どこでも、誰もが安心して質の高い医療や保健事業を受けられるよう、プライバシーへの配慮や病歴・診療情報などの個人情報の保護を徹底し、人権意識に根ざした行動や配慮が担保された医療保険制度、医療提供体制、公衆衛生体制等の維持に努めます。

（用語解説）

*性的指向・ジェンダーアイデンティティ（性自認）

第3章9性的指向・ジェンダーアイデンティティ（性自認）の項を参照

(5)福祉関係者

福祉担当行政職員、民生委員・児童委員、社会福祉施設職員、社会福祉協議会職員その他社会福祉事業従事者などの福祉関係者は、高齢者、障がいのある人、こども、生活困窮者などの生活相談や介護業務などに直接携わっています。

福祉関係者は支援を必要とする社会的に弱い立場におかれている人々と多く接し、個人情報を知り得る機会も多いことから、職務の遂行にあたっては、人権の尊重や個人のプライバシーへの配慮など、高い職業倫理が求められています。

全ての福祉関係者がこうした認識に立ち、人権意識の高揚に努めます。

(6) マスメディア関係者

現代社会において、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、インターネット等のマスメディアは、社会情報の大部分を提供しています。そのため、人々の価値判断、意識形成に大きな影響力を持ち、また、人権が尊重される社会を形成する上で重要な役割を担っています。

しかし、一方では、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、偏見や差別を助長したりするような誤った内容の報道がなされた場合などは、その権利侵害は非常に大きなものになるおそれがあります。本市においては、市報や行政放送等に従事する人たちが人権尊重の視点に立った適切な取材活動や情報の提供を行うよう、人権教育・啓発を推進します。

4 人権教育・啓発の効果的推進

本市では、人権問題の解決に向けて様々な取り組みを実施してきており、これまでも、部落差別（同和問題）、女性や子どもに関する問題など様々な人権問題の啓発に努めてきました。

しかし、今日のように人権問題が多様化、複雑化してきていることを考えると、これからの人権教育・啓発は、様々な人権問題に共通する普遍性（法の下での平等、個人の尊厳等）と、その問題にのみ見られる独自性（歴史性、社会性等）を総合的に捉え、より深くより具体的に追求していくことが求められています。

また、これまでの取り組みでは「知識」を重視した傾向が見られましたが、今後は豊かな人権文化を創造していくために、人権についての「知識」とともに、人権を守り発展させるための「人権感覚」をバランスよく身に付けた人づくりが求められています。

そこで、人権教育・啓発を総合的、体系的な視点から推進していくための学習環境の整備や学習内容・方法・教材の研究や開発、講師や指導者などの人材育成の施策を積極的に進めていきます。

さらに、人権教育のより効果的な推進をする施策の一環として、人権問題についての啓発を一層推進するとともに、市民の自発的な取り組みの支援と充実を進めます。

(1)人材育成と資質向上

人権教育・啓発を担う人材の育成や指導者の資質向上をすることは極めて重要です。人権尊重を広く市民に普及させ、差別のない「人権が尊重される社会づくり」を進めていくためには、日頃から市民一人一人が人権問題を自らの課題として捉え、学習を継続していくことが必要です。

その際、市民の日常生活の身近なところで、人権分野のリーダーとして活動する指導者の役割が重要であり、地域に密着した人材の育成が必要です。

さらに、人権問題に関する専門的な知識を身に付けた指導者であるだけでなく、人権に関する研修の企画立案や、参加体験型学習の展開ができる力量を持った指導者・推進者が求められています。

そのため、専門的資質を養成する研修会等に参加させ、それぞれの人権教育の分野における専門の指導者等との交流・連携を促進するとともに、人権教育・啓発の指導者としての資質の向上を進めます。

(2)学習内容の充実

これからの人権教育・啓発は、多様な文化や価値観を持った人々が共に生きる、開かれた社会の実現を目指して実施していかなければなりません。また、人権教育・啓発を推進するにあたっては、優れた指導者とともに、効果的な教材や資料

が必要です。

人権問題に関する学習を推進するためには、市民一人一人が自分自身の問題として捉え、自主的・主体的に取り組みながら人権感覚を養い、行動する態度を身に付けるような人権教育・啓発が必要です。

学習内容も、人権問題を状況に応じたテーマで学習し、市民自らが日常生活の中で身近な問題として人権について考えることができるように努めます。

乳幼児期から小・中・高等学校にかけての教育は、人格が形成される重要な時期であり、その時期における人権教育の果たす役割は極めて大きいといえます。そのため、「就学前教育における人権教育」「学校教育における人権教育」を重視しなければなりません。

また、職場や地域においては、知識習得型の研修に加え、参加者が主体的に関わる研修スタイルや、体験学習、交流活動、現地研修などを盛り込み、学習内容を充実させることも必要です。

そのためには、人権問題を的確に捉えられる資料や教材は、それぞれの人権問題が持つ歴史的・社会的な背景を理解するための基礎的なものから専門的なものまで多様なものを提供し、それぞれの社会的な立場に応じた効果的な研修を支援します。今後もより身近で日常生活に関わりの深い人権問題の教材として、動画、啓発冊子、パンフレット、リーフレット等を活用します。

5 相談・支援の推進

人権意識の高揚に伴い、人権侵害についての相談件数の増加や内容の多様化、複雑化などにより、相談窓口に関する情報の提供が求められています。そのため、市報やホームページ等の広報媒体を用いて、今後も佐賀地方法務局及び人権擁護委員*による人権相談などの各種相談、支援に関する制度や支援機関の情報を積極的に提供します。

近年の社会情勢の変化に伴い、人権問題は多様化、複雑化するとともにインターネット上の誹謗中傷等といった新たな人権問題も生じるなど、市民のあらゆる人権問題に迅速・適切に対応するために市民の利用しやすい相談・支援体制の整備が重要になっています。

そのため、国をはじめ、県や他市町村の機関、弁護士会、市民団体などと相互連携と協力を進めます。

(用語解説)

*人権擁護委員

国民の基本的な人権を守り、人権が大切なものであることを国民に知ってもらうため、法務大臣から委嘱されて活動する民間ボランティアの方々です。各市町村に配置され、それぞれの地域で人権相談や経歴、専門分野を活かした人権啓発活動を積極的に行っています。

第3章 課題別施策の推進

ここでは、第2章の総論的な施策の推進方向に加え、国の「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」及び「佐賀県人権施策基本方針」に準拠した個別の人権課題ごとに現状と課題を考えたうえで、推進すべき個別の施策の方向性を示します。

1 部落差別(同和問題)

部落差別（同和問題）は、歴史的発展の過程で形づくられた身分的差別により生じた我が国固有の人権問題であり、その早期解決は国民的課題です。

現在もなお同和地区、被差別部落などと呼ばれる地域の出身であることやそこに住んでいることを理由に結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたりなどの差別が存在しています。

部落差別（同和問題）の解決を「自分事」として捉え、一人一人が偏見や差別意識の解消を担う主体者としての教育・啓発や相談体制を充実することにより解決を目指します。

(1)現状

部落差別（同和問題）は、昭和40年（1965年）の同和対策審議会答申*において、「人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題」であり、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と述べられ、最も深刻にして重大な社会問題であると言われていました。

昭和44年（1969年）の「同和対策事業特別措置法」（同対法）、昭和57年（1982年）の「地域改善対策特別措置法」（地対法）、昭和62年（1987年）の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（地対財特法）と3回の特別措置法が施行され、平成14年（2002年）3月31日をもって法は失効し、一般施策へ移行されました。

この間、対象地域内の生活環境は大きく改善され、諸施策は一定の成果をあげました。

また、平成28年（2016年）12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が公布され、部落差別（同和問題）の解消が国民的課題であることが改めて示されました。

一方本市では、合併後の平成17年（2005年）3月に「唐津市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例」を制定し、部落差別（同和問題）をはじめ、あらゆる差別をなくし「人権尊重を基調とする差別のない明るい唐津市」を実現するため、

学校と地域社会における一層充実した人権教育・啓発を推進してきました。

令和6年（2024年）3月には、近年のインターネット上の加害者が特定しづらい誹謗中傷など、多様化、複雑化している人権問題に柔軟に対応するため、また、市民、事業者、行政がそれぞれの役割分担のもと、全ての市民が互いの人権を尊重し、支え合う社会づくりを進めるため、従前の「唐津市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例」を発展的に廃止し、「唐津市人権が尊重される社会づくり推進条例」を新たに制定しました。

人権・同和施策として、人権ふれあいセンター、同和教育集会所等を活用し、解放学習、教養に関する講座、生活上の相談事業に伴う関係機関との連携及び支援活動、児童・生徒の人権教育活動の一環として、人権総合学習会を実施しています。

また、「唐津市人権・同和教育推進協議会」を設けて、地区公民館など地域における人権・同和教育に取り組んでいます。

他にも8月には「佐賀県同和问题啓発強調月間」に併せて、部落差別（同和问题）に関する講演会を広く市民を対象に開催し、地域に人権を学び育てる風土づくりを進めるとともに、人権啓発パネルの展示、人権標語及び人権ポスターの募集、さらに12月の人権週間には街頭キャンペーンなどの啓発活動を実施し、市民の人権意識の高揚を進めています。

(2)課題

本市が令和4年（2022年）度を実施した「人権・同和问题に関する市民意識調査」の結果では、部落差別（同和问题）を知っていると54.9%の人が答えています。知らないと答えた人が43.5%もいます。部落差別（同和问题）の解決については「人間の自由や平等にかかわる問題なので国民（市民）全体で考えるべき」（国民的課題）が45.5%あるものの、「あまりさわがず、そっとしておくのがよい」（寝た子を起さず論）も22.6%となっています。このことは今後も、部落差別（同和问题）を正しく認識する啓発が必要と言えます。偏見や差別意識が完全に払拭されているとは言い難く、解決すべき多くの課題が残されており、同和教育・啓発は重要です。

学校現場における児童・生徒の安易な賤称語の使用による差別事象が後を絶ちません。差別事象解消のためには歴史を教える学校での適切な指導が不可欠であり、また、差別事象が発生した場合には、迅速・適切に対応し、その行為により人権が著しく侵害されることを学ばせ、再発防止に努める必要があります。行政と学校、地域、PTAなどの連携を強化し、一層の同和教育の推進が求められます。

また、差別の解消に向けて人権意識を高揚させるために、総合的な人権教育を推進していく必要があります。さらに広く市民の理解を深めるには行政は研修内容の創意工夫と充実に努め、研修会や講演会の企画・運営等において市民に参加意欲を持たせる工夫が必要です。市民も自らの課題と考え、主体的に研修会や講

演会に参加する必要があります。また、市民のプライバシーの侵害や、身元調査等差別につながる恐れのある事象をなくすため、行政の窓口などにおいて適切に対応することが重要です。

さらに、部落差別（同和問題）を口実にして企業や官公署、個人などに不当要求や不法行為を行い、利益を得ようとする「えせ同和行為*」や、高度情報化社会の進展に伴い、インターネットの匿名性を悪用し、同和地区に関する情報の流布、賤称語を用いた個人や団体に対する誹謗中傷、部落差別（同和問題）をかたった差別的な書き込みなどが行われるなど、差別のあり方が変化しています。

(3) 具体的施策の方向

① 学校における人権・同和教育の推進

- ・ 教職員の資質向上のために管理職、支援教員や人権・同和教育担当者のリーダー研修等の充実に努めます。
- ・ 児童・生徒の発達段階や意識を十分踏まえた、人権尊重の教育に努めます。
- ・ 保護者の協力を得て、学校と家庭における人権・同和教育の推進に努めます。
- ・ 「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）については、引き続き教職員への周知徹底をし、部落差別（同和問題）が現存しているという認識のもと、その目的や教育に求められていること等についての共通理解をしながら、全ての学校で部落差別（同和問題）の解決に向けた取り組みを積極的に推進します。

② 地域における人権・同和教育の推進

- ・ 社会同和教育指導員の資質向上と、地域における指導者の育成に努めます。
- ・ 市民一人一人が、部落差別（同和問題）を自らの課題と捉え、その解決に向け主体的に取り組むような教育の推進に努めます。
- ・ 人権ふれあいセンターや同和教育集会所を地域に開かれたコミュニティセンターとして活用を進めます。
- ・ 企業等に対して公正な採用選考を行うよう促すため、公共職業安定所と協働し、企業のトップ研修及び社員研修の推進に努めます。

③ 人権・同和行政の推進

- ・ 市職員が人権の尊重と部落差別（同和問題）の正しい理解と認識を深め、自らのこととして主体的に行動できるように研修に努めます。
- ・ 人権ふれあいセンターや同和教育集会所をはじめ、佐賀地方法務局、県、人権擁護委員協議会等関係団体の連携により、相談体制の充実に努めます。
- ・ えせ同和行為*は、部落差別（同和問題）に対する理解を妨げ、同和教育・啓発の効果を損なうものであるため、市民への啓発に努めるとともに、関係機関と連携して排除に努めます。
- ・ インターネット上の部落差別（同和問題）に関する差別的書き込みに対す

るモニタリングを実施し、問題のある書き込みについては、佐賀地方法務局や県と連携し、削除要請を進めます。

(用語解説)

*** 同和対策審議会答申**

内閣総理大臣の諮問機関として置かれた「同和対策審議会」が昭和40年（1965年）8月「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について審議した結果をまとめた答申。その後の同和対策の基礎となりました。「同和問題の解決は国の責務であり、同時に国民的課題である」と記され、対策の具体的な取組として生活環境の改善、社会福祉の充実、産業・職業の安定、教育文化の向上、基本的人権の擁護などを内容とする総合的対策がとられるべきであると提言されました。

*** えせ同和行為**

部落差別（同和問題）の解決に尽力しているように装い、様々な不当な利益や義務のないことを要求する行為をいい、同和関係者のイメージや部落差別（同和問題）の正しい認識を損ねて、問題解決の大きな阻害要因になっています。

2 女性

女性の社会参画が進み、家庭、職場、地域などあらゆる分野において男女が共に個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成が進むとともに、男女間のあらゆる暴力を許さない、安全で安心して暮らせる社会を目指します。

(1)現状

女性問題解決のための国際的な取り組みは、昭和20年(1945年)「国連憲章」が採択され、「基本的人権の確立と男女同権」が示されたことに始まりました。

国連は、昭和50年(1975年)を「国際婦人年」と定めた後、「国連婦人の10年」「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)等を採択して、世界各国に国内法改定の義務を課し、世界的規模での女性に対する差別撤廃と権利の確立に取り組んできました。

また、平成7年(1995年)到北京で開催された「第4回世界女性会議」では、女性の権利が人権であることが再確認され、社会のあらゆる分野に女性が参画し、男女間に調和のとれたパートナーシップが確立されることが重要であると宣言されました。

さらに、平成27年(2015年)には国連で持続可能な開発目標(SDGs)が採択され、各国が「誰一人取り残さない」世界の実現に向けて取り組んでいます。SDGsの17の目標の5つ目には「ジェンダー*平等の実現」が掲げられており、女性や女兒に対する差別や暴力等に終止符を打ち、全ての女性と女兒のエンパワーメント*を実現することが求められています。

しかしながら、令和2年(2020年)に開催された「第64回国連女性の地位委員会(北京+25)」では、いかなる国もジェンダー*平等を達成できておらず、それを阻害する構造的障害や、差別的慣習等に対する危惧が示され、更なる取り組みの重要性が確認されました。

国内においては、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(男女雇用機会均等法)の施行、「男女共同参画社会基本法」の施行、労働分野で「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(育児・介護休業法)などの施行、性犯罪や暴力に関する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)の施行、孤独・孤立対策や保護更生等の観点から制定された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(困難女性支援法)の施行などが行われてきました。

本市では、「男女共同参画社会基本法」に基づき、「唐津市男女共同参画行動計画」を策定して以来、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進してきました。そして、令和2年(2020年)からは「唐津市男女共同参画行動計画」・「唐津市DV被害者支援基本計画」・「唐津市女性活躍推進計画」の

3つの計画を一本化して「唐津市男女共同参画基本計画」を策定し、様々な施策を展開しています。

(2)課題

日本国憲法は、法の下での平等について規定し、政治的、経済的又は社会的関係における性差別を禁止する（第14条）とともに、家族関係における男女平等について明文の規定を置いています（第24条）。しかし、現実には、固定的な性別役割分担意識*や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く存在し、女性の就労継続や男性の家事・育児等への参加を難しくしているなど、職場や家庭における課題は、いまだ解決の途中にあります。

また、性暴力・性犯罪、DV、ストーカー被害、職場におけるセクシュアル・ハラスメント等による人権侵害が、依然として深刻な状況にあるほか、人身取引（性的サービスや労働の強要等）の問題も存在しています。これらの行為は性別にかかわらず、重大な人権侵害です。

この点を明らかにし、啓発活動を展開していかなければなりません。

(3)具体的な施策の方向

① 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

男女共同参画の推進には、性別にかかわらず人権の尊重と男女共同参画の正しい理解を進めることが必要です。そのため、市民に対して各種啓発活動や学校教育等により男女共同参画に関する意識醸成に努めるとともに、市役所が率先して男女共同参画の実現に役立てる取り組みを進めます。

- ・ 固定的な性別役割分担意識の解消に努めます。
- ・ 幼児期からの男女共同参画意識の形成に努めます。
- ・ 市役所の取り組み強化に努めます。

② あらゆる分野での女性活躍の推進

「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」、「女性活躍推進法」の施行により、社会全体での女性活躍推進の動きは拡大している一方、核家族化の進行と共働き世帯の増加により、子育て世帯に対する支援の強化や、男性の家庭生活への参画が求められています。そのため、性別にかかわらず能力を發揮しやすい職場づくりを進めるとともに、仕事と生活の両立ができるよう支援します。

また、市の政策や地域での方針の決定過程において女性の参画を推進し、多様な意見を反映します。本市においては、審議会などでの女性委員の登用率を令和11年度（2029年度）までに50%とすることを目標として取り組みを進めており、令和7年（2025年）3月末現在で39.2%となっています。男女共同参画の認識を深め、今後、行政や地域で、女性委員・役員の登用をさらに推進します。

- ・ 職場における男女共同参画と女性活躍の推進に努めます。
- ・ 農林水産業、商工自営業における男女共同参画の推進に努めます。
- ・ 政策・方針決定過程への女性の参画促進に努めます。
- ・ ワーク・ライフ・バランスの推進に努めます。

③ 男女間の暴力のない社会づくり

配偶者や交際相手からの暴力を指すDV、性暴力・性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント等の被害者の多くは女性で、その根底には女性の人権の軽視があると言われていています。性別に起因する暴力は、心身を傷つける深刻な問題で、その根絶は、誰もが対等な社会の構成員であるために克服すべき重要な課題です。

特にDVは、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害で、家庭内等で行われるため、発見が困難な上に、加害者に罪の意識が薄く、暴力がエスカレートして被害が深刻化する傾向にあります。

このような状況を改善していくため、まずはDVを正しく理解し社会の協力が得られるように、意識啓発や情報提供、若年層への予防教育を推進します。

また、被害者が安心して相談できる窓口の整備や、被害者の安全確保、自立に向けた支援の充実等、関係機関と連携を強化しながら、男女間の暴力のない社会の実現に取り組みます。

- ・ 男女間のあらゆる暴力の根絶に努めます。
- ・ 相談体制の整備と被害者支援の充実に努めます。
- ・ 被害者の保護・支援に向けた関係機関との連携強化に努めます。

④ 安全・安心な社会づくり

男性の視点に偏りがちな防災分野において、性別にかかわらず責任と役割を持って取り組み、女性視点の反映や女性の積極的な参画の促進に努めます。

また、男女が生涯を通じていきいきと過ごすためには、心身の健康を保つことが重要です。性別にかかわらず、生涯にわたる心身の健康について様々な支援を実施します。

さらに、ひとり親家庭、高齢者、障がいのある人、外国人や性的マイノリティ（性的少数者）等、あらゆる状況の様々な立場の人が自立し、安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。

性的な被害、家庭の状況、生活困窮、地域社会との関係性など、様々な事情により日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性に対しては、一人一人の事情に寄り添い状況等に応じた最適な支援が受けられる体制を充実していきます。

- ・ 地域防災における男女共同参画の推進に努めます。
- ・ 生涯を通じた心身の健康支援に努めます。

- ・ 誰一人取り残さないための支援に努めます。
- ・ 困難な問題を抱える女性への支援に努めます。

(用語解説)

*** ジェンダー**

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／Sex）がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／Gender）といいます。

*** エンパワーメント**

「em+power」で「パワーを与える」という意味になり、男女共同参画の分野では女性が自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場等、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること、及びそうした力をもった主体的な存在となり、力を発揮し行動していくことをいいます。

*** 固定的役割分担意識**

「男は仕事、女は家庭」「男は主、女は従」というように、性の違いによって役割を固定してしまう考え方や意識のこと。また、「男らしさ、女らしさ」を求めることも、この固定的な役割分担意識に基づく男女それぞれの役割への期待が反映されていると言われています。

3 こども

次代の社会を担う全てのこどもたちが、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が出来ることを目指します。

(1)現状

次代の社会を担っていくこどもたちは、情報化、国際化など目まぐるしい時代の変化に対応できるたくましさが求められています。しかし現在の少子化や核家族化により、家庭の教育力の低下や地域社会のつながりが希薄化し、家庭や地域を取り巻く環境が大きく変化しています。

少子化により、兄弟姉妹で切磋琢磨する家族社会は減り、地域では異年齢のこども同士の集団での遊びによる、ふれあいを通じた人間関係の形成が行われにくくなっています。また家庭においては、保護者などによるこどもの育児放棄（ネグレクト）や虐待など痛ましい事件が問題になっています。

家庭はもとより、社会全体で子育てに取り組む環境づくりや安心してこどもを産み育てられる社会づくりが重要になっています。

幼稚園や保育所等では、こどもの健全な心身を発達させ、乳幼児同士の関わりの中で人を大切にすることを育む適切な対応をすることが必要です。

学校では、暴力行為及びいじめ等による不登校が見受けられます。いじめについては、平成25年（2013年）に「いじめの防止等のための総合的な推進に関する法律」（いじめ防止対策推進法）が施行され、各学校において策定した「学校いじめ防止基本方針」により、いじめの未然防止や早期発見・早期対応など適切に対応できる校内体制や関係機関等との連携が充実してきています。

また、「国民生活基礎調査」によると、こどもの貧困率は、令和3年（2021年）には11.5%となっており、平成30年（2018年）の前回調査と比べると2.5ポイントの改善を示していますが、およそこどもの9人に1人が貧困状態にあるという結果であり、依然として高い水準となっています。

(2)課題

こどもを取り巻く環境は多岐にわたります。家庭内の問題も複雑化し、虐待、不登校、非行といった問題が深刻化しています。こどもが一人の人間として、また、社会の一員として人権が守られ尊重され、貧困の連鎖を防ぐとともに、個性豊かに育つ社会の環境を整えるためには、行政や地域がそれぞれの立場から支援しなければなりません。

国連の「児童の権利に関する条約」（こどもの権利条約）では、こどもを権利の主体として認め、こどもの成長や発達を保障するため、保護者をはじめ社会全体が最善の努力をすることが明記されていますが、まだ十分に周知されていない状況です。

また、不特定多数の者が閲覧できる有害な図書や動画などの氾濫や有害広告物の放置、覚醒剤などの薬物乱用から子どもを守らなければなりません。

(3) 具体的施策の方向

こどもの成長の過程で自立や協働の大切さに気づかせるためには、「こどもだから」「心身ともに発達途上にあるから」という理由で、権利を制限することではなく、こどもの意見を聞き、こどもにとって最善のものは何かを見つけだして、それをこどもに自覚させることが必要であり、こどもが権利を主体的に使えるように配慮することが求められています。

① 啓発活動の推進

児童福祉の理念の周知と児童を取りまく諸問題に対する社会的関心を高めるため、こどもの人権を尊重する意識が高揚する啓発を推進します。

② 児童の権利に関する理念の教育

「児童の権利に関する条約」（こどもの権利条約）について、学校教育において児童・生徒に趣旨を理解させるとともに一人一人の良さを活かし、個を大切に教育が一層行われるよう、その趣旨・内容を教職員に周知・徹底します。

③ いじめや不登校問題などへの取組

いじめ、不登校、体罰などの問題は、児童・生徒の人権に関わる重大な問題であるとの認識に立って、その防止や解決に向けて取り組むことが必要です。そのために、学校では、一人一人の人権を大切にした教育活動を基本に、効果的な学習を実践するとともに、スクールカウンセラー、家庭や地域、関係機関と連携を密にして、こどもが抱える問題点を把握し対処します。

④ 児童虐待防止などへの取組

関係機関等と連携し、虐待を受けているこどもの早期発見に努めるとともに、保護者やこども自身が抱える問題の解決に向けて支援をします。

⑤ 就学前の保育連携

各施設と家庭や地域と連携しながら、人の痛みが分かる人格形成を大切にす保育に取り組めます。

⑥ 健全育成と安全に向けた取組

関係機関をはじめ唐津市青少年育成連絡協議会や青少年支援センター等と連携し、こどもを有害な物や悪影響を及ぼす情報等から守り、健全育成に努めます。

また、学校、家庭、地域等が一体となって防犯意識の高揚やこどもに対する防犯指導の強化、犯罪被害の防止に努めます。

⑦ こどもの貧困対策への取組

こどもの貧困は、心身の健康や学習意欲にも影響を及ぼすなど社会的孤立にもつながる課題であり、多面的な取り組みが必要とされるため、経済的な困窮

状態にある家庭に属するこどものみでなく、全てのこどもと子育て家庭を念頭において、多様な施策を総合的に推進します。

【注】この項では「こども」とは、「おとな」の対義語としてこども全体を表しています。

「児童」とは、児童福祉法に定義されている18歳未満の人を表しています。

「児童・生徒」としているときの「児童」は小学生を表します。

4 高齢者

高齢者が住み慣れた地域で健康で生きがいを持つとともに、長年にわたり培ってきた豊かなまなびの成果や経験等を活かして社会参加ができるなど、安心していきいきと暮らすことができる社会を目指します。

(1)現状

わが国は、少子化などを背景に世界に例を見ない速さで高齢化が進んでいます。令和12年(2030年)には、65歳以上の高齢者が3割を超える高齢社会になるものと推定されています。

本市においても、令和7年(2025年)3月末における割合は34.1%と、約2.9人に1人が65歳以上の高齢者となっています。

国では、平成6年(1994年)に「新・ゴールドプラン(新・高齢者保健福祉推進10か年戦略)」を作成し、各種高齢者介護サービス基盤整備の目標の引き上げを行うとともに、翌年、「高齢社会対策基本法」を公布し、社会全体で高齢社会対策に取り組む必要性を明確に打ち出しました。そして、平成12年(2000年)4月には高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして介護保険制度が導入されました。また、平成18年(2006年)4月に、介護保険制度が介護予防重視型へと大きく改正され、地域支援事業や新予防給付などの新たな事業が始まりました。

本市においても、「唐津市第11期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定し、保健、医療、福祉、介護が連携し、介護予防、生活支援、健康づくり、生きがいづくり、そして住みよい環境づくりに取り組んでいます。高齢者の方々が住み慣れた地域でよりよい暮らしができるよう、高齢者対策に関する施策の充実に努めています。

(2)課題

介護が必要な高齢者も、ひとり暮らしの高齢者も、元気な高齢者も、全ての高齢者が住みなれた地域で健康で生きがいを持ち安心して生活を送れるようなまちづくりが必要です。

高齢化社会の進行に伴い、寝たきりや認知症など介護を必要とする高齢者の増加が予測されています。要介護者を抱える家族の心身の負担は想像以上に重く、中には、介護を要する高齢者に対する虐待や介護が放棄されたりする事態も生じています。

高齢者が安心して快適な生活を送るには、判断能力の不十分な高齢者の権利擁護を進めることも課題になっています。そのため、虐待や悪徳商法、財産奪取などの人権侵害や犯罪から保護することが必要です。

また、今後は、全ての高齢者の人権が尊重され、これまで培われた豊かな知識

や経験を活かすことができる機会の確保、安心して社会参加できる地域共生社会の実現を目指し、人権教育や啓発を推進することが必要です。

(3) 具体的施策の方向

① 啓発活動の推進

高齢者が多年にわたり社会の発展に貢献してきた者として尊敬されるとともに、社会の一員として健康で生きがいを持って生活していけるように、高齢者の人権についての意識を高める啓発をします。

② 健康づくりの推進

高齢者ができる限り寝たきりなど要介護状態に陥ることなく、健康でいきいきとした生活を送れるよう保健、医療、福祉、介護を連携させ健康づくりを推進します。

③ 安定した介護サービスの継続

高齢者の心身機能の維持向上や家庭介護の負担軽減のため、安定した介護サービスの提供の継続に努めます。

④ 社会参加の推進

高齢者自身が地域社会の中で自らの経験と知識を活かして、積極的な役割を果たしていくような社会づくりが大切です。各種講座、創作活動、健康づくり等事業を行い、高齢者の社会参加を推進します。

⑤ バリアフリーの推進

高齢者が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策を推進します。

⑥ 就業機会の確保と能力開発

シルバー人材センター事業を推進し、高齢者が長年培ってきた豊かな経験と知識を活かせるよう、雇用機会の確保及び能力開発を進めます。

⑦ 相談体制の充実

高齢者の尊厳の確保と権利擁護、虐待、人権侵害の防止や救済のため、地域包括支援センター等による相談体制の充実に努めます。

5 障がいのある人

障がいのある人についての市民・事業者の正しい理解が深まり、障がいのある人及びその家族等が身近な地域で幅広い支援を受けながら、地域の一員として安心して自分らしく暮らしていける社会の実現を目指します。

(1)現状

本市における障害者手帳所持者数は、令和7年(2025年)3月末現在で身体障害者手帳が5,868人、療育手帳が1,444人、精神障害者保健福祉手帳が1,083人、また自立支援医療費(精神通院医療)受給者数が2,249人となっています。過去5年ほどの推移をみると、人口が減少傾向で推移する中で、身体障害者手帳については、65歳以上が70%以上を占めています。療育手帳、精神障害者保健福祉手帳については、全体的な増加傾向がみられます。

国では令和5年(2023年)に「障害者基本計画(第5次)」を策定し、「共生社会*」の実現に向け、障がいのある人が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がいのある人の社会参加を制約する社会的障壁を除去するための施策が推進されています。

これまでの間、「発達障害者支援法」、「障害者自立支援法」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)の制定、「教育基本法」、「障害者基本法」の改正、「障害者自立支援法」が改正、改題された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)が施行されました。

また、平成26年(2014年)には、障がいのある人の権利を実現するための措置等を規定する「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)を批准しました。さらには、平成28年(2016年)に障がいを理由とする不当な差別的取り扱いや合理的配慮不提供の禁止などを規定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が施行されました。

また、令和3年(2021年)5月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が一部改正され、令和6年(2024年)4月1日から、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。

本市においても、障がいのある人の多様な支援ニーズに積極的に対応するため、平成19年(2007年)3月に「唐津市障害者基本計画」を策定し、ノーマライゼーション*とリハビリテーション*の理念のもとに、基本目標を「自立と思いやりのまち・からつ」と掲げ、障がいのある人もない人も、地域の中で参画しながら安心して暮らし続けられるよう、市民同士の絆でつながった心のぬくもりを感じとれるまちづくりを目指してきました。さらに、関係法令等の改正や障がいのある人を取り巻く環境の変化を踏まえ、平成29年(2017年)3月に「第2

次唐津市障がい者基本計画」を策定し、障がい者施策の一層の推進を目指すこととしました。

(2)課題

「第2次唐津市障がい者基本計画」策定のための当事者アンケート調査（平成28年（2016年）11月実施）では、日常生活において、差別や偏見を感じたり、疎外感がある場面を尋ねたところ、「街角での人の視線」が最も高く、次いで「人間関係」、さらに「地域の行事や集まり」と続いています。

また、障がい福祉サービス事業所などに勤務する専門職に尋ねた課題把握調査（平成28年（2016年）11月実施）では、「障がいがある、なしにかかわらず、一緒に過ごせる場や機会をつくっていくことが大切」などの意見とともに、「地域の大人たちや子どもたちが、障がいや障がいのある人のことについて、きちんと知識を身につけることが大事」などの意見があるように、障がいのある人の権利を守っていくために、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための機会を充実することが求められています。

虐待防止の取り組みとして、「虐待を認知したら、報告、連絡、相談をしやすい環境づくりを進めることが大事」という意見とともに、「障がいのある人の家族の悩みなどを相談できる人が増えれば、精神的負担が軽減され、虐待防止にもつながる」などの意見もあり、障がいのある人に対する虐待は重大な人権侵害であるとの認識から、その防止のための取り組みを進めていくことが必要です。

(3)具体的施策の方向

一人一人が障がいのあるなしにかかわらず、人格と個性を尊重して、地域の中で互いに支えあいながら生活し、障がいのある人の「完全参加と平等」が実現できる社会づくりを目指します。また、障がい者施策の理念である「ノーマライゼーション*」と「リハビリテーション*」を考えながら、障がいのある人もない人も、地域の中で共に参画しながら安心して暮らし続けられるよう、市民の新たな絆でつながった心のぬくもりを感じ取れるまちづくりを推進します。

① 啓発活動とふれあい交流の推進

全ての市民が、障がいがあってもなくても分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら、一人一人が個人として大切にされる「共生社会*」の実現を目指して、人権教育・啓発活動の推進や、障がいのある人やその家族の団体による啓発活動を支援するとともに、多様な広報媒体を活用します。

また、障がいや障がい福祉に関する市民や事業者などの理解を深めるための講演会や交流会などを実施し、障がいのある人を支援する家族介護者の休息の機会や、家族介護者同士の交流の場の提供などについて関係機関との協力体制を推進します。

② 自立支援の推進

障がいのある人の生活支援のための基盤づくりを進め、自分らしい日常生活または社会生活を営むことができる「共生社会*」の実現を目指して、住み慣れた地域でいきいきと生活を送ることができるよう、関係機関と連携しながら、障がいのある人の社会参加や日中活動の機会を充実するとともに、生活の支援や社会参加をより円滑にするため、移動支援の充実に努めます。

③ まなびの環境づくりの推進

障がいの多様化に対応した適切な療育と教育の場や機会を充実させ、また、学校教育施設のバリアフリー化を進めることで、障がいのあるこどもの社会参加が促進される「共生社会*」の実現を目指して、発達障がいなど、多様化する障がいに対し、就学前から学齢期における相談・支援体制を充実し、療育の場や発達支援を十分受けることができるよう、その機会の確保に努めます。

また、共に育つ場や機会を確保し、幼稚園や保育所等、小中学校においても共に学ぶ環境づくりを進めるなど、合理的な配慮による必要な支援のもと、それぞれの特性に応じた教育を受けることができるように努めます。

④ 社会参加の推進

地域での交流の機会やスポーツ・文化活動への機会を充実させ、障がいのある人の社会参加が促進される「共生社会*」の実現を目指し、地域において、障がいのある人たちとの交流の機会を広め、理解を深めていく取り組みを支援します。さらに、スポーツやレクリエーション、文化活動などを円滑に行うことができるように環境整備を進めるとともに、障がいのある人の社会参加を支援するボランティアの育成や活動を支援します。

⑤ 生活環境の整備推進

生活や活動の場が、障がいのある人にとって配慮された環境に整えられることで、社会参加が促進される「共生社会*」の実現を目指して、公共施設などのユニバーサルデザインを促進するため、合理的配慮としてバリアフリー化に取り組むとともに、安全に安心して生活できる住環境の整備を推進していきます。

⑥ 相談・支援体制・情報提供の充実

障がいのある人の人権や権利擁護を推進するとともに、障がいのある人やその家族、高齢化する介護者などが抱える様々な悩みごとに対し、的確で迅速な相談・支援ができるよう、関係機関と連携を強化しながら、相談・支援体制の充実に努めます。

さらに、障がいのある人やその家族が容易に市政に関する情報を取得することができるよう、市報や市のホームページ、窓口で配布する冊子やパンフレットなどは読み手のことに配慮し、行政放送では、音声放送や文字放送、手話通訳など情報のバリアフリー化を推進していきます。

⑦ 人権・権利擁護の推進

障がいのある人が、障がい者施設や家庭内などでの虐待を受けている事例が全国的に発生しています。こうした行為は障がいのある人には虐待を受けているという認識が少なく、虐待が密室で行われている場合が多く見受けられます。このような権利侵害は、初期の段階で対応することが大切です。

このため、障がいのある人の人権や権利擁護を推進するため、関係機関や団体と連携し、北部地域障がい者相談支援センターの機能を強化するとともに、人権に関する相談体制の充実を推進します。さらに、県と連携しながら、虐待防止の啓発を充実し、虐待の予防に努めるとともに、虐待が発生した場合の早期発見から、適切な対応につなぐ一貫した支援体制の確立を目指します。

(用語解説)

* 「共生社会」

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がいのある人などが、積極的に参加、貢献していくことができる社会で、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会。

* ノーマライゼーション

障がいのある人を特別視するのではなく、障がいのない人と同等に生活し、活動する社会を目指すという考え方。

* リハビリテーション

障がいのある人が生涯の全ての段階において、社会経済的に普通の生活が営める状態が可能となるよう、自立と社会参加を目指す施策理念。

6 外国人

日本人住民と外国人住民が互いに多様な価値観を認め合い、協力し合い、共に活躍し、みんなが安心して暮らせる社会となることを目指します。

(1)現状と課題

日本に在留する外国人数は増加傾向にあり、国際化の進展や外国人労働者の増加等もあいまって、社会生活における外国人はより身近な存在となっています。

そのような中、特定の民族や国籍の人々などを排斥する不法な差別的言動が各地において行われ社会的関心を集めるとともに、社会問題化している状況にあり、国において平成28年(2016年)に、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が施行されました。

本市においても、令和7年(2025年)1月1日現在、在留外国人数は1,169人と増加傾向にあります。同じ地域で暮らす住民であるという視点から、外国人も地域社会の一員として人権を尊重され、安心して生活できる多文化共生社会の実現のために、「あらゆる人権が誰にも侵されることのない人間としての権利を生まれながらに持っている」と表明した世界人権宣言の理念に基づき、文化、宗教、歴史などの違いを理解し、認めあい、尊重しながら暮らすことのできる社会をつくりあげていくことが必要です。

(2)具体的施策の方向

本市は、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め、尊重し合い、地域社会の対等な構成員として共に生きていく多文化共生の地域づくりを推進し、意識啓発をはじめ、国際理解と国際化に対応した人材の育成、外国人への情報提供、相談体制の整備などを推進します。

① 啓発活動の推進

外国人への偏見や差別意識の解消及び人権尊重への理解を深め、多文化共生の地域づくりを進めるため、青少年対象のワークショップや地域における身近な学習機会を充実し、相互理解のため多文化交流の推進に努めます。

また、学校教育において、外国語教育や総合的な学習の時間、道徳教育の中で、様々な文化のもつ多様性の尊重や価値観の異なる他者との共生などについて、考えを深めるなどの教育及び啓発活動を推進します。

② 人材の育成

外国人と地域住民の交流事業への援助並びに多文化共生の地域づくりの担い手となる国際理解と国際化に対応した人材の育成に努めます。

③ 情報提供・相談体制の充実

「やさしい日本語」や多言語による情報提供に努め、県や(公財)佐賀県国

際交流協会などの関係機関や市の関係部局と連携し、外国人が相談しやすい窓口となるよう体制の強化に努めます。

7 患者等

感染症や難病等の病気により身体的、精神的、経済的に困難な状況にある患者・元患者やその家族が、周囲の無理解や思い込みなどによる偏見や差別意識により二重に苦しむことなく、住み慣れた地域の中で安心して働き、生活できる社会を目指します。

(1)現状と課題

① ハンセン病患者等

ハンセン病は、「らい菌」という細菌による感染症ですが、感染しても発病する可能性は極めて低く、万一発病した場合でも、現在では治療方法が確立しています。

日本では明治時代から施設入所を強制する隔離政策がとられてきました。この隔離政策は、昭和28年（1953年）に改正された「らい予防法」においても引き続き維持され、さらに昭和35年（1960年）になってハンセン病に対するそれまでの認識の誤りが明白となり、WHO（世界保健機関）が外来治療への転換を勧告した後も依然として続けられました。

平成8年（1996年）に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、ようやく強制隔離政策は終結することとなりました。

療養所入所者の多くは、これまでの長期間にわたる隔離などにより、家族や親族などとの関係を絶たれ、また、ハンセン病の後遺症である身体の障がい等により、依然として患者であるとの誤解が払拭されていません。このような根強い偏見や差別に加えて、さらには入所者自身の高齢化等により、現在も多くの方が療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にあります。このような状況のなかで、平成13年（2001年）5月11日、ハンセン病患者に対する国の賠償責任を認める熊本地方裁判所判決が出され、これが大きな契機となって、国によるハンセン病患者及び元患者に対する損害賠償や、名誉回復及び福祉増進などの措置がとられることになり、平成21年（2009年）4月に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（ハンセン病問題解決促進法）が施行されました。

② HIV感染者等

HIV感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、HIVによって引き起こされる後天性免疫不全症候群のことを特にエイズと呼んでいます。

HIVは日常的な接触では非常に感染しにくいウイルスにもかかわらず、簡単に感染し、発病すれば必ず死亡するという誤った知識が広がり、患者や感染

者等への差別が発生し、これまで多くの偏見や差別意識を生んできました。

H I V感染症の感染経路の大部分を日常的な性行為による感染が占めている現状から、エイズの疾病概念や感染経路、その予防法を正しく知ることが重要です。

③ 難病患者等

難病（特定疾患）については、その多くが原因不明で治療法も確立されておらず、生涯にわたって治療・闘病を必要とする場合があります。また、経済的に大きな負担となるばかりでなく、介護などにも著しく労力を要するため、家族にとっても身体的、精神的な負担は計り知れないものがあります。

難病患者の方は、医療の進歩に伴い、症状が安定し、治療を続けながら就労されている方も多くいます。しかし、事業所や周囲の難病に対する理解・配慮が不十分なため、通院・休憩等の時間が十分に取れないことなどにより、仕事を辞めざるを得ない人もいます。さらには、難病に対する無理解や偏見により、心ない言葉をかけられるなど、就園・就学・就労等の社会生活のあらゆる場面で差別を受け、中には、病気を周囲に隠している人も少なくなく、こうした差別や偏見を払拭することが必要になっています。

④ 肝炎患者等

肝炎の原因は、ウイルス性、アルコール性、自己免疫性等に分類され、わが国では、B型肝炎ウイルスまたはC型肝炎ウイルス（以下「肝炎ウイルス」という。）感染に起因する肝炎患者が多くを占めています。

最近では、C型肝炎の治療が進展し、ほとんどのC型肝炎は治癒できるようになり、また、B型肝炎もウイルスの増殖を抑える効果が高い治療法ができる等、肝炎ウイルスに感染し肝炎を発症したとしても早期に治療を受けることにより、日常生活にほとんど差し支えない状況です。

肝炎ウイルスは、特定の血液凝固剤の使用や集団予防接種により感染が拡大した経緯がありますが、肝炎ウイルスが容易に感染する等の誤った理解がいまだ根強く残っており、就園・就学・就労等の場面で不利益を受けることを恐れ、肝炎ウイルスに感染していることを伏せている患者等が少なくありません。

これまで、国、県や関係団体等が肝炎に関する正しい理解を呼びかけていますが、十分に浸透したとは言えず、広く市民に対して正しい知識を普及し、肝炎ウイルス感染者や肝炎患者、その家族への差別や偏見を払拭することが必要です。

(2) 具体的施策の方向

① ハンセン病患者等

まだまだ根強い偏見や差別意識を解消し、地域社会においてハンセン病患者などが安心して暮らすことができるような社会を実現するため、ハンセン病に対する正しい知識の普及・啓発の推進に努めます。

② HIV感染者等

HIV感染者等が地域の中で尊厳をもって暮らせる社会づくりのためには、周囲の人々の理解と支援が欠かせません。患者・感染者等に対する偏見・差別を解消するため、HIV感染症等についての正しい知識の普及・啓発に努めます。

また、学校でのエイズに関する教育・啓発のため、教職員等への教育研修を推進し、指導者の資質を向上させるとともに、学校・家庭・地域の連携による性教育を推進します。

県や関係機関と連携し、感染に不安のある方やHIV感染者等のプライバシーに配慮した相談体制の充実に努めます。

③ 難病患者等

難病患者等のそれぞれの人権が尊重され、個人の尊厳をもって、地域社会において安心して暮らすことができるような社会を実現するための環境整備を進め、難病患者やその家族への差別や偏見を解消するため、難病に関する正しい知識の普及・啓発の推進に努めます。

④ 肝炎患者等

医療従事者や事業主等の関係者と連携し、肝炎ウイルスや肝疾患対策についての正しい知識、理解を浸透させるための普及・啓発の推進に努めます。

8 犯罪被害者等

予期せざる犯罪に巻き込まれた犯罪被害者等が、直接的、二次的な被害に苦しむことなく、再び平穏な生活を営むことができる社会を目指します。

(1)現状と課題

犯罪による被害は、直接の被害だけでなく、被害後に生じる精神的ショック、失職・転職などによる経済的困窮、捜査や裁判などの過程での精神的・時間的負担、周囲の偏見、風評やプライバシーをも侵害しかねないマスメディア報道やインターネット上の誹謗中傷などによる二次的被害にも苦しめられます。それは被害者本人にとどまらず、その家族などにも及びます。

特に、大きな精神的・心理的衝撃を受けることによりトラウマ（心的外傷）となり、PTSD（心的外傷後ストレス障害）を発症し、日常生活が困難になることもあります。こうした二次的被害によって、被害者は二重三重の苦しみを体験することになってしまいます。

そのような中、平成16年（2004年）に犯罪被害者等の権利と利益を保護するため、「犯罪被害者等基本法」が制定されました。本市においては、平成29年（2017年）4月に県が犯罪被害者等支援に特化した「佐賀県犯罪被害者等支援条例」を施行すると同時に見舞金制度を盛り込んだ「唐津市犯罪被害者等支援条例」を施行しました。

犯罪被害者やその家族の人権が侵害されるケースは様々ですが、被害者が今どのような支援を必要としているかを正確に見極め、適切に対処することが必要です。

(2)具体的施策の方向

① 啓発活動の推進

犯罪被害者等が受けている直接的、二接的被害に対する現状や支援の重要性について、県及び関係機関と連携して広報啓発に努めます。

② 相談・支援体制の充実

県や関係機関及び民間団体等と連携し、犯罪被害者等への相談・支援体制の充実に努めます。

9 性的指向*・ジェンダーアイデンティティ(性自認)*

様々な性的指向*及びジェンダーアイデンティティ(性自認)*の人たちが、自分らしく生きていくための権利が尊重される社会を目指します。

(1)現状と課題

性的指向*及びジェンダーアイデンティティ(性自認)*の多様性についての認識は広がっていますが、当事者は未だに周囲の無理解、偏見や差別により、精神的な苦痛を受け、社会生活においても様々な課題に直面しています。

平成16年(2004年)の「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」(性同一性障害特例法)の施行で、戸籍上の性の変更が可能となりましたが、変更要件の中には、性別適合手術が必要な「生殖不能要件」もあり、依然としてハードルが高いのが現状です。しかし、令和5年(2023年)10月、最高裁は「生殖不能要件」が違憲であるとの判断を示しました。これを受け、性別変更に関する法制度の見直しが課題となっています。

文部科学省においても、平成27年(2015年)に「性同一障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」が、翌年には、「性同一障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」が通知され、性的マイノリティ(性的少数者)の児童・生徒への配慮や相談体制の充実が求められています。

また、令和4年(2022年)にWHO(世界保健機関)が「性同一性障害」を疾病や障がいではなく、性の健康に関する状態として「性別不合」に変更したことにより、国際的にも「性別違和」や「性別不合」という言葉が使われはじめ、その概念も変化しています。

令和5年(2023年)6月には、性的指向*及びジェンダーアイデンティティ(性自認)*の多様性に寛容な社会の実現に資することを目的として、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(理解増進法)が施行され、性的指向*及びジェンダーアイデンティティ(性自認)*を理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識のもとに、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しています。

本市では、様々な性的指向*やジェンダーアイデンティティ(性自認)*を持つ方のパートナー関係を尊重するため、令和3年(2021年)から唐津市パートナーシップ宣誓制度を実施しています。

(2)具体的施策の方向

① 啓発活動の推進

市職員、教職員等に対する研修機会を確保します。また、多様な性のあり方についての学びの場の創造及び企業・団体等の職場での啓発の推進に努めます。

② 相談体制の充実

県や関係機関等と連携し、相談窓口の周知に努めるとともに相談体制の充実を進めます。

③ 学校における児童・生徒への配慮

学校における男女混合名簿（性別で分けない名簿）の活用を推進し、こどもの呼び方（さん）、多様な性のあり方に関する図書を置くなど当事者の児童・生徒がいることを前提とした教育的配慮を全ての学校に拡げていきます。

④ 医療・福祉分野における配慮

医療機関等での検査や入院時における性的マイノリティ（性的少数者）への配慮に関する啓発の推進に努めます。

⑤ 行政書類での不必要な性別記載欄の削除

行政の申請書類の様式等を見直し、不必要な性別の記載欄の削除を検討します。

（用語解説）

* 性的指向

恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向。

* ジェンダーアイデンティティ（性自認）

自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識。自身の性別についてある程度の一貫性を持った認識を指すものと解されています。

10 インターネットによる人権侵害

誰もが適切な情報モラルを身に付け、手軽に、安全・安心にインターネットが活用でき、高度情報化社会の利便性を自分のものとして楽しむことができる環境を目指します。

(1)現状と課題

高度情報化社会の急速な進展に伴い、今やインターネットは日常生活の一部になっています。そのような中、インターネットの普及に比例して、インターネットを媒介としたプライバシーの侵害や差別を助長する表現等の流布も増加しており、その内容も多様化、複雑化しています。特に、インターネットが持つ匿名性、容易性、拡散性などから、いったん情報が発信されると、削除等が困難となり、取り返しのつかない事態を引き起こしています。

SNSを通じた児童買春や犯罪に巻き込まれるケース、誹謗中傷等のネットいじめなど、こどもに対する人権侵害の増加も深刻な社会問題になっています。

このような中、平成14年（2002年）に施行された「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）により、被害者はプロバイダやサーバーの管理者などに対し、人権侵害情報の発信者の情報開示請求や削除要請ができるようになりました。さらに、平成20年（2008年）に事業者へフィルタリングの提供を義務付ける「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（青少年インターネット環境整備法）が、平成26年（2014年）には、元交際相手などが性的な写真・動画をインターネット上に掲出することへの罰則を盛り込んだ「私事性的画像記録の提供による被害の防止に関する法律」（リベンジポルノ防止法）が制定されました。

また令和7年（2025年）4月には、従来の「プロバイダ責任制限法」の内容を改正した「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（情報流通プラットフォーム対処法）が施行され、インターネット上の大規模なプラットフォーム事業者に対し、インターネット上での誹謗中傷などの権利侵害情報への迅速な削除対応や運用状況の透明化が義務づけられました。

(2)具体的施策の方向

インターネットによる人権侵害及びトラブルを防ぐためには、利用者一人一人が情報の収集・発信における個人の責任や情報モラル（セキュリティを含む）についての知識及び意識を底上げし、より安全で安心なICT（情報通信技術）サービスを享受できる環境づくりが重要です。

① 啓発活動の推進

児童・生徒をはじめ、市民を対象とした情報モラルに関する意識向上のための広報啓発を推進します。また、市職員等に対しても情報セキュリティ意識の向上を進めます。

② 相談・支援体制の充実

ネットトラブル等の相談について、適切な対処方法の助言や関係機関への橋渡し等を行うことによって、相談者の不安の軽減や問題の深刻化を未然に防止するよう努め、県や関係機関などと連携し、相談・支援体制の充実を推進します。

③ 学校における情報教育の推進

児童・生徒に対し、情報化の進展が社会にもたらす影響や情報の収集・発信における個人の責任などについて理解させるため、情報モラルの教育に取り組みます。

④ 人権侵害情報等の削除に向けた取組

インターネット上で人権侵害行為を助長、誘発する情報を覚知した場合は、表現の自由を不当に侵害しないように留意しながら、県と連携し、佐賀地方法務局を通じてプロバイダ等に対する削除要請を行っていきます。

11 その他人権に関わる様々な課題

前述の重点的に取り組むべき分野別人権課題のほかにも、次のような課題が存在します。それぞれの課題の特性に配慮しながら、総合的に課題解決に努めます。

(1)ホームレス等生活困窮者

失業などの経済的要因に加え、家庭問題などの個人的要因が複合的に絡み合っ
て、特定の住居を持たずにホームレスとなることを余儀なくされている人たちが
います。

ホームレスとなった人の多くは、衛生状態が悪い、十分な食事をとることがで
きないなどの問題を抱えており、一部には地域住民の間にあつれきが生じ、いや
がらせや集団暴行による殺傷事件など、深刻な人権問題も発生しています。

平成14年(2002年)には「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」
(ホームレス自立支援法)が施行され、自立の支援や、ホームレスになることを
防止するための生活上の支援などを行うことが定められています。

ホームレス以外にも、様々な理由により経済的に困窮している人々が増加し
ており、生活保護に至る前段階での自立支援の強化が求められています。

このような中、平成27年(2015年)に「生活困窮者自立支援法」が施行さ
れ、ホームレスだけではなく、その「おそれのある」層も含めた、広く一定の
住居を持たない生活困窮者も自立相談支援事業の対象とされました。

本市においても、平成27年(2015年)4月から唐津市生活自立支援センタ
ーを窓口として、関係機関と連携しながら効果的な自立相談支援事業を実施し
ています。

ホームレス等生活困窮者に関する問題については、市民の理解と協力のもと
に、偏見や差別意識を解消し、国、県、他自治体、関係機関などと連携・協力
しながら、社会的自立支援などに関する施策を総合的に推進します。

(2)災害に起因する人権問題

平成23年(2011年)の東日本大震災、平成28年(2016年)の熊本地震及
び令和6年(2024年)の能登半島地震のような大規模災害が発生した場合は、
避難生活が長期に及ぶことがあります。避難所においては、プライバシーを確保
するほか、障がいのある人、高齢者、女性、乳幼児がいる子育て家族、外国人及
び観光客など配慮が必要な人に対する十分な支援が必要です。

福島第一原子力発電所事故により避難を余儀なくされた人々に対して、根拠の
ない風評や思い込みによる偏見、心無い嫌がらせなどが社会問題となる事態も発
生しています。

本市においては、「唐津市地域防災計画」に基づき、国、県及び関係団体との
連携、役割分担を行いながら、災害発生時には、人権擁護の視点に立った避難所

運営に努めるとともに、被災者や被災地に対する差別などの人権侵害を防ぐため、市民がお互いに尊重し、助け合うことの重要視を認識してもらうため、防災・医療体制の連携とともに地域の自助・互助・共助や人権問題への理解を深める取り組みを進めていきます。

(3)その他の人権課題

その他にも、本人に更生の意欲があっても、地域住民の根強い偏見や差別意識が問題となっている刑を終えて出所した人の人権問題や、北朝鮮当局による拉致問題は、日本国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題で早急な解決が必要です。さらには性的搾取や強制労働などを目的として暴力や権力の濫用等により行われる人身取引の問題、アイヌの人々や中国残留孤児とその家族の人権問題など、様々な人権課題があります。

近年の世界情勢を見ると、地域紛争の激化等により多くの難民が生じており、それを受け入れる側と住民との間で新たな人権問題を引き起こしています。そうした事態は我が国日本、佐賀県、そして唐津市も決して他人事ではありません。

市民一人一人が様々な人権問題を自分事として考えられるよう、あらゆる機会を通して人権意識を高揚させ、差別や偏見をなくしていくための施策の推進に努めます。

第4章 推進体制等

1 市の推進体制

本市では、人権施策を市政の重要な柱と位置づけ、総合的に推進することとしています。

人権施策の推進に際しては、全庁的な問題と認識して連絡調整することにより、総合的・効果的な推進に努めます。

2 関係機関・団体等との連携

人権教育・啓発を推進するにあたっては、国や県等からの指導助言・支援を受けて関係機関・団体などと緊密に連携を取ることが必要です。また、県内各行政との共通理解を深め、本市が人権教育・啓発の推進に果たすべき役割を十分認識するとともに、積極的な働きかけを行います。

このため、佐賀地方法務局や唐津人権擁護委員協議会など人権に関わる機関と連携・協力して啓発活動の実施や相互の人権教育・啓発に関する取り組みを推進するとともに、公共職業安定所による企業研修においても、人権問題への取り組みは欠かせない課題であり、効果的な研修が進められるよう協働していきます。

3 市民・企業・CSO*等との連携

人権が尊重される社会づくりを推進するためには、市民一人一人がその担い手として、人権意識の高揚に努めるとともに、お互いが人権を尊重し、真に人権が尊重される社会の実現に貢献することが必要です。

特に、DVや児童虐待、いじめ等は外からは見えにくくなっています。表面化しない人権侵害の早期発見や被害者の保護のためには、地域住民の協力が不可欠です。また、企業やNPO法人・市民団体・ボランティア団体等のCSO*が行う人権に関する広範な自主的活動は、機動性、柔軟性に優れるという特性を持っており、様々な人権に関わる個別課題の解決にとって重要なものです。

このことから、本市が行う人権啓発事業において、市民や企業、CSO*等が企画への参画や事業への共催など、今後も一層の連携と協働を推進することで参加型の啓発活動に努めます。

また、これらの自主的・主体的な取り組みを促進するため、人権に関する情報や活動の場の提供など、その支援に努めます。

4 基本方針の見直し

人権施策を総合的、効果的に推進するために、継続的に施策の実施状況を確認しながら、人権問題を取り巻く国の動向や、国内外の社会情勢の変化等により生じる新たな課題に適切に対応するため、必要に応じて基本方針の見直しを行います。

(用語解説)

*CSO

「Civil Society Organizations」(市民社会組織)の略。佐賀県では、NPO法人、市民活動・ボランティア団体等の志縁組織に限らず自治会、婦人会、老人会、PTAといった地縁組織・団体を含めて「CSO」と呼称しています。

【 資 料 編 】

唐津市人権が尊重される社会づくり推進条例

(令和6年3月21日)

(条例第10号)

(目的)

第1条 この条例は、全ての市民が一人一人の人権を共に認め合い、支え合う社会づくり（以下「人権が尊重される社会づくり」という。）を進めるに当たっての市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項等を定めることにより、部落差別（同和問題）及び女性、子ども、高齢者、障がい者、性的少数者等の人権に関する問題の解消を図り、もって人権が尊重される社会づくりの推進に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、国、県、関係機関等と連携協力し、行政のあらゆる分野において、教育及び啓発をはじめとした人権が尊重される社会づくりを進めるための施策（以下「人権施策」という。）を実施するものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、自らが、人権が尊重される社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めるとともに、相互に人権を尊重しなければならない。

2 市民は、人権が尊重される社会づくりを進めるため、市が実施する人権施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、自らが、人権が尊重される社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めるとともに、従業員その他の関係者の人権を尊重しなければならない。

2 事業者は、人権が尊重される社会づくりを進めるため、従業員の意識の高揚を図る等、その事業活動において、人権尊重の視点に立って取り組むとともに、市が実施する人権施策に協力するよう努めるものとする。

(基本方針)

第5条 市長は、人権施策を実施するための基本方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市長は、基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、第8条第1項の唐津市

[資 料]

人権施策推進審議会の意見を聴くものとする。

- 3 市長は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(人権侵害行為の禁止等)

第6条 何人も、不当な差別、いじめ、虐待、プライバシーの侵害、誹謗中傷その他の他人の権利利益を侵害する行為（インターネットを通じて行われるものを含む。以下「人権侵害行為」という。）をしてはならない。

- 2 市は、人権侵害行為を防止するため、人権に関する正しい知識の普及をはじめとした教育及び啓発を積極的に行うものとする。
- 3 市は、人権侵害行為を受けた者に対して、相談対応その他必要な支援を行うものとし、相談体制の整備に努めるものとする。

(インターネット上の誹謗中傷等に対する措置)

第7条 市は、インターネットを利用して情報を発信する者の表現の自由を不当に侵害しないように留意しつつ、市民に関し、又は市民によりインターネット上の誹謗中傷等（インターネットを利用して、プライバシーの侵害に該当する情報、誹謗中傷に該当する情報その他の他人の権利利益を侵害する情報又は人権侵害行為を助長し、若しくは誘発する情報（以下「人権侵害情報等」という。）を発信することをいう。）が行われた場合であって、人権侵害情報等の送信を防止する措置を講ずる権限を有する者等に対し市が人権侵害情報等の削除を要請することが必要と認めるときは、当該人権侵害情報等の削除に向けた必要な措置を講ずるものとする。

(人権施策推進審議会)

第8条 市長の諮問に応じ、人権施策の推進に関する重要事項について調査審議するため、唐津市人権施策推進審議会（次項において「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

●主な関係法令一覧

【あ行】

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 (育児・介護休業法)

労働者が仕事と育児・介護を両立できるように支援するための法律です。これにより、労働者は休業や柔軟な働き方を選択でき、事業者は従業員が働き続けられる環境を整備する義務を負います。育児や介護による離職を防ぎ、労働者の雇用の継続と再就職を促進し、職業生活と家庭生活の両立を図ることを目的としています。

いじめの防止等のための総合的な推進に関する法律 (いじめ防止対策推進法)

いじめ問題への社会全体での取り組みを定めた法律で、「児童等がいじめを行ってはならない」と明記し、いじめの早期発見、対策のための学校組織設置、教職員の通報義務などを定めています。いじめ防止等の対策に関し基本理念を定め、国や地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめから児童等の教育を受ける権利を守ることを目的としています。

【か行】

唐津市犯罪被害者等支援条例

この条例は、犯罪被害者等基本法に定める基本理念にのっとり、唐津市における犯罪被害者等の支援に関し基本となる事項、市や市民等の責務等を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた取組の推進並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図ることを目的とする条例で、平成29年(2017年)に施行されました。

高齢者等の雇用の安定等に関する法律(高齢者雇用安定法)

少子高齢化が進む日本において、働く意欲のある高齢者がある能力を十分に発揮できるよう、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とした法律です。

高齢社会対策基本法

高齢化の進展に対応し、経済社会の発展と国民生活の安定向上を図ることを目的とした法律です。この法律は、高齢社会対策の基本理念を定め、国、地方公共団体、国民の責務を明確にし、就業・所得、健康・福祉、学習・社会参加、生活

[資 料]

環境などに関する基本施策を定めています。また、政府が「高齢社会対策大綱」を定めることや、内閣府に「高齢社会対策会議」を設置することを規定しています。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)

高齢者や障がい者などが円滑に移動し、施設を利用できるように促進することを目的とした法律です。具体的には、公共交通機関や不特定多数の人が利用する建築物などのバリアフリー化をハード面（物理的な設備）とソフト面（人的な配慮）の両方で推進します。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 (男女雇用機会均等法)

性別を理由に雇用において差別することを禁止し、男女が共に能力を発揮できる雇用環境を整備するための法律です。具体的には、募集・採用・昇進・配置・福利厚生など、雇用に関するあらゆる場面で性別による差別を禁止しており、セクシュアルハラスメント防止も義務付けています。さらに、妊娠・出産等を理由とした不利益な扱いも禁止されています。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)

性的な被害、家庭の状況、生活困窮、地域社会との関係性など、様々な事情により日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性を支援するための法律です。女性の福祉の増進と人権擁護を図り、男女平等の実現に資することを基本理念とし、地方公共団体が、関係機関や民間団体と連携・協働し、多様な支援を包括的・切れ目なく提供できる体制を整備することを目的としています。

【さ行】

私事性的画像記録の提供による被害の防止に関する法律(リベンジポルノ防止法)

元交際相手などの性的画像をインターネットなどで拡散させるなど、いわゆる「リベンジポルノ」を罰する法律です。この法律は、被害者の性的名誉とプライバシーを保護することを目的としています。対象となる「私事性的画像記録」には、性的行為やそれに近い行為、性的な部位が露出・強調された姿態などが含まれます。

児童の権利に関する条約(こどもの権利条約)

18歳未満のすべての児童が持つ権利と自由を尊重し、保護・援助を保障するための国際的な条約です。平成元年(1989年)に国連総会で採択され、日本では

[資 料]

平成6年（1994年）に批准しました。この条約は、こどもを「権利を持つ主体」と位置づけ、大人と同様の人権に加えて、こどもの成長過程で特別な保護や配慮が必要なこどもならではの権利も定めています。

障害者基本法

障がい者の自立と社会参加を支援し、「共生社会」の実現を目指すための、障がい者施策の最も基本的な法律です。国や地方公共団体は、この法律に基づき、障がい者のための施策を総合的かつ計画的に推進する責務を負っています。

障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)

障がい者の基本的な自由や人権を保障し、尊厳を尊重することを目的とした国際条約です。この条約は、障がいに基づく差別を禁止し、障がい者が社会に完全に、かつ効果的に参加できるよう、国が取るべき措置を定めています。具体的には、ユニバーサルデザインの推進や、合理的配慮の提供などが含まれます。日本は、平成26年（2014年）に批准しました。

障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)

障がい者の職業の安定を図ることを目的とする法律です。昭和35年（1960年）「身体障害者雇用促進法」として制定され、その後、昭和62年（1987年）現在の名称に変更され、対象となる障がい者の範囲が知的・精神障がい者まで拡大されました。障がい者を雇用する義務をはじめとした雇用の促進等のための措置、雇用の分野における差別の禁止や均等な機会・待遇の確保等のための措置、職業リハビリテーションの措置等について定められています。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法)

障がい者が地域社会で自立した生活を送るための支援を定めた法律です。障がいの種類や程度にかかわらず、共通の制度の下で必要なサービスを受けられるようにすることを目的としています。平成25年（2013年）に障害者自立支援法から改正・改題されました。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いの人格と個性を尊重し合いながら共に生きる共生社会の実現を目指すための法律です。事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置等について規定されています。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)

男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、国、地方公共団体、事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様性その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする法律です。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)

人権尊重の重要性を広め、差別などの人権侵害を解消するために、国、地方公共団体、国民それぞれの責務を明確にし、人権教育や人権啓発の施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律です。人権尊重の精神を育む「人権教育」と、人権尊重の理念を普及させる「人権啓発」を定義し、学校、地域、家庭、職場など多様な場で、発達段階に応じた効果的な施策の実施を目指しています。

生活困窮者自立支援法

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある方に対し、その状況に応じた多様な支援を行うことで、自立の促進を図ることを目的とした法律です。生活保護受給者ではないものの生活に困窮している方を主な対象としています。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法)

インターネットの利用で18歳未満の青少年が有害情報に触れるのを防ぐことを目的とした法律です。青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講じるとともに、携帯電話事業者等における契約締結時の青少年確認義務や青少年有害情報フィルタリングサービスに関する措置等について定められています。

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(理解増進法)

性的指向やジェンダーアイデンティティ(性自認)の多様性に対する国民の理解を深め、より寛容な社会を実現することを目指す「理念法」です。国民の理解増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、国・地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定等について定めたものです。令和5年(2023年)に公布・施行され、特定の差別を禁じるものではなく、国民一人一人

[資 料]

の意識向上が目的です。

性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律(性同一性障害特例法)

家庭裁判所の審判を受けることで戸籍上の性別を変更できるようにする法律です。この法律には、18歳以上、未婚、未成年の子がいない、生殖腺がないか機能が永続的に欠けている、変更後の性別の外観を備えている、という5つの要件があります。

【た行】

男女共同参画社会基本法

男女が互いを尊重し、個性と能力を十分に発揮できる社会を目指す法律です。男女の人権の尊重、制度・慣行の見直し、政策・決定への共同参画、仕事と家庭生活の両立、国際協調、という5つの基本理念のもと、国や地方自治体、国民の責務を明らかにし、男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(情報流通プラットフォーム対処法)

インターネット上の誹謗中傷などの違法・有害情報への対策を強化する法律です。令和7年(2025年)に施行され、大規模なプラットフォーム事業者に対し、削除要請への迅速な対応と、運用状況の透明化を義務付けています。この法律は「情プラ法」とも呼ばれており、旧「プロバイダ責任制限法」を改正・拡充したものです。

【は行】

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)

配偶者からの暴力から被害者を守るための法律です。この法律は、暴力の通報、相談、保護、自立支援といった体制を整備し、被害者保護と暴力防止を図ることを目的としています。配偶者暴力相談支援センターの設置や機能、裁判所が発することができる接近禁止などの保護命令などについて定められています。

発達障害者支援法

発達障がい者の自立と社会参加を支援することを目的とした法律です。この法律は、これまで支援が行き届きにくかった発達障がい者に対し、一貫した支援体制を整備するため、平成17年(2005年)に施行されました。

犯罪被害者等基本法

「犯罪被害者等は個人の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等の事情に応じた適切な施策を講じる。再び平穏な生活を営めるまでの間、途切れることなく支援を行う。」という基本理念を定め、犯罪等により被害を受けた方々とその家族・遺族の権利や利益を保護し、支援策を総合的かつ計画的に推進するために定められた法律です。この法律は、国、地方公共団体、国民それぞれの責務を明確にし、被害者の救済・回復を社会全体で支えることを目的としています。

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題解決促進法)

現在もなお存在する「ハンセン病問題」は、国によるハンセン病患者に対する隔離政策に起因して生じた問題であり、ハンセン病元患者等の名誉回復等、問題の解決の促進に関し基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、問題解決の促進に関し必要な事項を定めた法律です。その中で、ハンセン病の患者であった者等に対する差別やその他権利利益を侵害する行為を禁止しています。

部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)

「すべての国民が、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される」という基本理念にのっとり、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実、教育・啓発の実施等について定めることにより、国民一人一人が部落差別（同和問題）の解消の必要性を理解し、部落差別（同和問題）のない社会の実現を目指すものです。部落差別（同和問題）が今なお存在するという現実を踏まえ、その解消を国の重要な課題と位置づけています。

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(ホームレス自立支援法)

ホームレスの自立の支援やホームレスとなることの防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律です。ホームレスに関する問題の解決を目的として、国や地方公共団体の責務を明らかにし、必要な施策を講じるための枠組みを定めています。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)

本邦外出身者（外国人）に対する不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）は許されないことであると明記し、その解消に向けた国等の責務や基本施策を定めた法律です。ただし、同法はヘイトスピーチ自体を罰するものではなく、国や地方公共団体による啓発活動などが主な内容です。

【ら行】

らい予防法の廃止に関する法律

昭和28年から長年にわたりハンセン病患者を強制的に隔離してきた「らい予防法」を廃止した法律です。この法律は、平成8年（1996年）に施行され、強制隔離政策の終結後も、療養所の入所者や退所者のための必要な療養、福祉の向上、社会復帰支援などを定めています。また、療養所を退所した方々が円滑に社会復帰できるよう、様々な支援策を講じることも盛り込まれています。

労働基準法(労基法)

労働者の権利を守るために、労働条件に関する最低限の基準を定めた法律です。雇用契約、賃金労働時間、休憩、休日、年次有給休暇など、労働者が人間らしい生活を送るための基本的なルールを定めており、違反した場合は罰則が科されることもあります。

発行 唐 津 市
佐賀県唐津市西城内1番1号（〒847-8511）
問合せ 市民環境部 人権・同和対策課
TEL 0955(72)9125
FAX 0955(72)9180
E-mail jinken@city.karatsu.lg.jp
URL <https://www.city.karatsu.lg.jp>